



青色ニュース

令和6年10月号
第73号



当会ホームページ

秋の『青色まつり月間』始まる

11月21日(木)から始まる約1か月間を『青色まつり月間』と称して様々なイベントを開催します。異業種交流会や寄席、また品川の歴史を勉強して自分の街を振り返るなど楽しいイベントが盛りだくさんです。興味のあるイベントを見つけてぜひご参加ください。お申し込みは事務局までお願いいたします。



	日程	内容	詳細
第一弾	11月21日(木)	異業種交流会	1ページ 別紙あり
第二弾	11月26日(火)	研修会&落語	2ページ
第三弾	12月6日(金)	品川歴史勉強会	4ページ
第四弾	12月13日(金)	税務研修会	次号に 掲載

第3回 東京47地区の青会会員が大集合!

大異業種交流会

僕の新しい出会いは
青色申告会だった!

【日時】令和6年11月21日(木)19時
【会場】アルカリアティブ606「龍島」

主催 (一社) 東京青色申告会連合会
協賛 品川税経会館 品川区南品川4-2-32
協賛 品川歴史勉強会 品川区南品川4-2-32

『東京青色申告会連合会(東青連)』主催で、異業種交流会を開催いたします。多種多様な業種の方が集まる場所で交流を行うことで新しい発見があるかもしれません。詳細は別紙チラシにてご確認ください。

第一弾

大異業種交流会

- 1、秋の行事
大異業種交流会
- 2、研修会&落語
- 4、品川歴史勉強会
高尾山ハイキング
- 5、最低賃金の改定
区長への陳情
- 6、ふるさと納税
- 8、税制改正要望運動

(一社) 品川青色申告会
品川区南品川4-2-32
品川税経会館 1階
電話 03(3474)7564(代)
FAX 03(3458)2616

第一弾

研修会&落語

『青色まつり月間』第2弾は落語鑑賞会を開催します。

今回は、5年ぶりに『研修会』、『落語鑑賞会』『懇親会』の三部構成で開催します。

詳細は左ページをご覧ください。



日時 11月26日(火) 16時〜

会場 品川青色申告会 事務局

定員 四十名(会員とその家族1名)

参加費 一人三千円

※第三部 参加者のみ

※ご夫婦での参加の場合は、

2名分で五千円です。

申込み お電話又は青色アプリで

式次第

第一部 研修会 (3階)

第二部 落語 (3階)

第三部 懇親会 (1階)

途中参加も歓迎

例) 第一部と第二部に参加

第二部と第三部に参加 等

申込時に職員にお伝えください。
※懇親会でお酒を飲まれる場合は自転車やお車を運転での参加はお断りします。

青色アプリ

会報も読めて、会員証にも
イベント予約にも使える
ダウンロードはこちら↓





新グッズ販売

当会オリジナルグッズを作成しました。今年にはタオルを作りました。限定50枚で、1枚千円です。好評の場合には追加発注も検討しますが、お早めどうぞ。

品川税務署 井原副署長を講師に迎え、研修会を行います。内容については、現在検討中です。

26日(火) 午後4時〜

第一部 研修会

令和元年開催分より

志獅丸師匠の話芸に凄く引き込まれ、1時間があっという間に過ぎました。テレビで見るとは迫力が違うという声もありました。皆様のご好評をいただきました。



第二部では、立川志獅丸師匠を迎え、落語鑑賞会を行います。江戸時代から受け継がれる話芸と想像力を引き出す演出をお楽しみください。

26日(火) 午後5時〜

第二部 落語

令和元年開催分より

志獅丸師匠と税務署の方等ご来賓も含めて多くの会員が参加し、乾杯の後に、自己紹介や情報交換、そしてお楽しみ抽選会などが行われ、終始和やかな雰囲気の中、親睦を深める良い機会となりました。



第三部では、会員同士の親睦を深めるため懇親会を行います。抽選会などの企画を準備しておりますので、ぜひご参加ください。

26日(火) 午後6時〜

第三部 懇親会



講師
柘植 信行先生

第三弾

品川歴史勉強会
品川御台場の歴史

今年も品川歴史館の協力により、歴史勉強会を開催いたします。今回は品川御台場の歴史です。幕末、黒船の来航です。江戸幕府は江戸湾防備のために海上に人工島を造ります。たいへんな大工事でした。品川御台場のできるまでとその後をふりかえります。

日時	令和6年12月6日(金)
会場	午後6時30分から 約1時間〜1時間半 (一社)品川青色申告会 会議室
講師	品川歴史館 専門委員 柘植 信行様
定員	20名 会員以外の方も参加できます

品川区立品川歴史館副館長・統括学芸員などをへて、現在、品川歴史館専門委員
品川の歴史の魅力や奥深さを紹介している。
おもな著作「共著」
「品川 水辺の神仏の情景」 『品川歴史館紀要』36号
『東京の歴史6 品川区・大田区・目黒区・世田谷区』 「共著」 吉川弘文館
『シリーズ三都 江戸巻』 「共著」 東京大学出版会ほか

市川会長と行く

年10回以上全国の山々を登っている会長と一緒に登山をしませんか？

高尾山ハイキング

開催日：2024年11月16日(土)

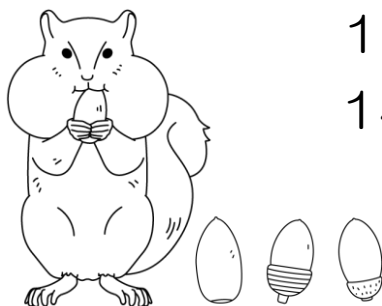
時間：9時00分～14時30分頃

人数：10名程度

行程：9時00分 京王線高尾山口駅集合
説明後登山開始

12時00分頃 登頂 昼食休憩後下山

14時30分頃 京王線高尾山口駅解散



登山初心者の方でも3～4時間程度歩ける方なら大丈夫！
ご予約・詳細はお電話にてお願いいたします。



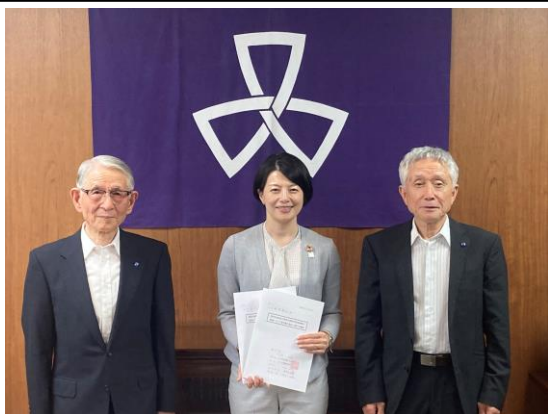
従業員等を雇用されている
皆様へ
最低賃金の改定

地域別最低賃金が改定されました。
令和6年10月以降に順次発効され、賃金額の見直しを行う必要があります。
都道府県ごとに、引上率と最低賃金時間額が異なりますのでご注意ください。
詳細はホームページ等でご確認ください。

都道府県	最低賃金 時間額 (円)
東京都	1, 163
神奈川県	1, 162
千葉県	1, 076
埼玉県	1, 078

陳情報告

今年も「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願」を本会の会員である区議会議員の皆様を
紹介議員として品川区議会議長あてに請願書の提出を
します。また、9月6日に
軽減措置について、品川区
の森澤区長へ(一社)荏原
青色申告会と合同で陳情
いたしました。
森澤区長には公務ご多忙
の折、貴重なお時間をいた
だき、誠にありがとうございます
でした。



左より
荏原会 櫻井会長、森澤区長、市川会長

建て替え・リフォームをお考えの皆様へ

旭化成ホームズ

パナソニック
ホームズ

大和ハウス

大手ハウスメーカー3社の
見積りで理想の住まいを追求

青色申告会 × 旭化成ホームズ

HEBEL HAUS

考えよう。答はある。
ヘーベルハウス

選ばれる理由をつくる。
ヘーベルメゾン

青色家づくりサポート

- ✓ 災害に強い住まいづくり
- ✓ 相続税・固定資産税対策
- ✓ 資産承継

青色申告会
ご紹介者様
限定

選べるふたつの特典
選べるお家のデザイン

青色申告会がパナソニック ホームズと提携

「強さ」と「暮らしやすさ」を追求する
パナソニック ホームズの
家づくりサポート

会員さま限定のさまざまな特典をご用意し、
住まいづくりをサポートいたします。

協力：パナソニック ホームズ株式会社

平屋から2階建はもちろん、
3～9階建の多層階住宅まで対応。

家を、帰る場所から「生きる」場所へ。
LIFESTYLE DESIGN

家の完成は、物語の始まりです。
くつろぐ、遊ぶ、学ぶ、健康になる。夢中になる、年を重ねる。
あらゆる人生の喜びと幸せを、叶え続けられる場所を創造します。

暮らしのあらゆるご相談は、トータルサポート
ができるダイワハウスへ

Daiwa House.

チラシの他、提携各社の特徴や強みのわかるカタログ等を事務局に用意してありますので、来局の際には是非ご覧ください。

お申し込みは (一社) 品川青色申告会まで
TEL 03 (3474) 7564 (代)

寄付金控除

納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、「特定寄附金」を支出した場合には、所得控除を受けることができます。これを寄附金控除といいます。

なお、『政党又は政治団体等』、『認定NPO法人等』および『公益社団法人等』等に対する寄附金のうち一定のものについては、所得控除に代えて、税額控除を選択することができます。

寄付金控除の控除額計算方法

次の(1)または(2)のいずれか低い金額—二千円—
寄附金控除額

- (1)その年に支出した特定寄附金の合計額
- (2)その年の総所得金額等の40%相当額

被災地等への義援金

今年元旦から、能登半島地震が発生し、さらに9月に被災地が豪雨災害に見舞われるなど、そのほかにも各所で自然災害による甚大な被害に見舞われ復興のため支援が必要な地域がございます。そのような地域に対し、一部サイト等を経由した寄附金や義援金を行うことができます。

被災地復興の支援としてぜひご検討ください。

※当該義援金が寄付金控除の対象となるかどうかの確認の上、手続きを取られることをお勧めします。



ふるさと納税の住民税の限度額の目安

$$\frac{(\text{個人住民税所得割額} \times 0.2)}{(90\% - \text{所得税の税率} \times 1.021)} + 2,000$$

実際に寄付を行った年の所得に応じて、所得税の還付額や個人住民税からの税額控除額が計算されますので、ここで試算された金額はあくまで『目安』としてご利用ください。

また、分離課税だけの所得の場合は計算式が異なりますのでご注意ください。

詳しくは事務局までお問い合わせください。

※分離課税の主な例

- 上場株式等に係る配当所得
- 株式等に係る譲渡所得
- 先物取引に係る雑所得等
- 土地建物の譲渡所得



申告会事務局よりのお願い

『ふるさと納税』を含めた寄付金、医療費控除、配当所得等の集計を行っていない方は、サポート時間(1時間)を超える可能性があります。申告サポートの時まで集計を済ませ、集計表・明細表等を作成し、ご持参ください。

国税庁長官が指定した特定事業者 (令和6年9月6日現在 国税庁HPより)

ポータルサイト名	特定事業者	法人番号
ふるなび	(株)アイモバイル	4011001059087
さとふる	(株)さとふる	9010401112780
楽天ふるさと納税	楽天グループ(株)	9010701020592
ふるさとチョイス	(株)トラストバンク	8011001073076
ふるさとパレット	東急(株)	7011001016291
ふるさとプレミアム	(株)ユニメディア	6010001082956
ふるさとぷらす	(株)エスツー	2370001014200
セゾンのふるさと納税	(株)クレディセゾン	2013301002884
ANAのふるさと納税(※)	全日本空輸(株)	1010401099027
ふるさと本舗	(株)ふるさと本舗	5011001120491
三越伊勢丹ふるさと納税	(株)三越伊勢丹	4011101059648
JALふるさと納税	(株)JALUX	6010701004711
au PAY ふるさと納税	KDDI(株)	9011101031552
ふるラボ	朝日放送テレビ(株)	8120001204927
ふるさと納税ニッポン!	アイハーツ(株)	5012401021296
G-Call ふるさと納税	(株)ジーエーピー	5010701013402
JRE MALL ふるさと納税	東日本旅客鉄道(株)	9011001029597
マイナビふるさと納税	(株)マイナビ	3010001029968
まん福	(株)SHIFT	8010401073462
まいふる	イオンフィナンシャルサービス(株)	2010001010887
ふるさぽん	(株)エフアンドエム	9120901005589

※太字は新しく特定事業者となったサイトです。

※ANAのふるさと納税に係る特定事業者は、令和5年4月から全日本空輸(株)からANAあきんど(株)へ変更されました。

寄附金控除を適用するためには、受領者が発行する寄附ごとの「寄附金の受領書」等提出のほか、「特定事業者」經由によるふるさと納税は、「特定事業者」より発行される年間寄附額が記載されている「寄附金控除に関する証明書」を代わりに証明書として提出する事ができます。

複数の地域へふるさと納税をされた方へ

青色申告会の税制改正要望運動にご協力をお願いします

現在、青色申告会だけが、毎年、固定資産税と都市計画税の軽減措置を継続することの運動を行っているため、私たちの声を東京都議会に届けるため、お手持ちのスマートフォンから「陳情運動」を届けて、要望の実現を目指しましょう。

※昨年度までは、「はがき方式」での陳情運動を行っていましたが、今年度から「ネット方式」の陳情運動に変更しました。「ハガキ方式」をご希望の方は事務局に用意してあります。

※皆様からの声は、青色申告会から都議会議員の先生方に「陳情書」としてお届けします。



こちらのQRコードをご利用ください。

青色申告会会員の皆さまへ
税制改正要望運動にご協力をお願いします

都議会議員への陳情にご協力をお願いします

青色申告会だけが、毎年、固定資産税と都市計画税の軽減措置を継続することの要望運動を行っています。
今、継続の要望を行わないと、今年度限りの軽減措置となってしまいます。
私たちの声を東京都議会に届けるため、ご地元の都議会議員の先生方に、この「陳情運動」を行って、要望の実現を目指しましょう。
あなたの1筆が、大きな声、大きな力となります。
今年も会員の皆さま方のご理解とご協力をお願いします。

こちらの画面を下にスクロールして必要事項を記載して下さい。

事務局からお知らせ

転居・廃業等された方へ

【転居や結婚された方など】

①(一社)品川青色申告会の登録情報を変更しますので、お早めにご連絡下さい。

※共済や保険にご加入の方は変更手続きが行われていない場合、請求時等に時間を要する場合があります。

※お引越先が遠隔地でも、品川の青色申告会に継続して所属が出来ます。最寄りの青色申告会へ異動をご希望の方はお申し付け下さい。

※氏名が変わった方は税務署へ届出書の提出を推奨しております。なお、氏名変更後に旧姓名義の口座を還付口座に指定する事は出来ません。

②転居された場合、各種送付文書の送付先の変更等のため、確定申告期前に納税地の異動又は変更をするときは、「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出できます。

★死亡又は出国された方など
死亡された方や一年以上出国される方は原則、一定期間内に「準確定申告」が必要です。

【廃業された方など】

★廃業された方でも、その年に事業所得等がある場合は原則として確定申告をする必要があります。

※詳細はお問い合わせ下さい。

【会員の慶弔規定に関して】

★慶弔規定により弔慰金・祝金を会よりお渡しします。

なお、その事実から3ヶ月以内に事務局へご連絡頂く事が適用条件です。

※詳細はお問合せ下さい。

【土曜日営業について】

★6月～12月までの第一土曜日(祝日を除く)は通常営業致します。

なお、出社している職員が通常よりも少ないため、予約制による入場制限を行っておりますのでご了承ください。

【駐車場について】

★車でのご来局予定の方は、駐車スペースの都合上近隣の有料駐車場を利用することがあります。

そのため、電車・バス等の公共交通機関や自転車等での来局をお勧めします。

※当会にて自転車保険・交通傷害保険取り扱っています。